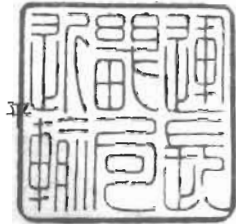


公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定に基づく地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯を次のとおり定めたので公示する。

平成18年9月26日

近畿運輸局長 島崎 有平



記

1. 指定する区域については、下記により包括的に指定する。

(1) 都市部区域

大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市、堺市、岸和田市、京都市、神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、明石市、姫路市、加古川市、奈良市、大津市、和歌山市

(2) 上記以外の区域

2. 指定する時間帯

(1) 都市部区域

曜日別	指 定 す る 時 間 帯			
平日	7時台 ~ 9時台	10時台 ~ 15時台	16時台 ~ 20時台	21時台 ~ 翌日6時台
土曜日	7時台 ~ 9時台	10時台 ~ 16時台	17時台 ~ 20時台	21時台 ~ 翌日6時台
日祝日	7時台 ~ 9時台	10時台 ~ 16時台	17時台 ~ 20時台	21時台 ~ 翌日6時台

(2) 上記以外の区域

曜日別	指 定 す る 時 間 帯			
平日	6時台 ~ 9時台	10時台 ~ 15時台	16時台 ~ 19時台	20時台 ~ 翌日5時台
土曜日	7時台 ~ 9時台	10時台 ~ 18時台		19時台 ~ 翌日6時台
日祝日	7時台 ~ 9時台	10時台 ~ 18時台		19時台 ~ 翌日6時台

(注) 都市部に跨る運行系統については、都市部の時間帯を適用することとする。

附則

この公示は、平成14年2月1日以降当局管内の各陸運支局において受け付けた届出について適用する。

附則

この公示は、平成18年10月1日以降当局管内の各運輸支局及び神戸運輸監理部において受け付けた届出について適用する。